Neko-Dasuke <http://www02.so-net.ne.jp/~nekonet/>Dobutsu-Net <http://www02.so-net.ne.jp/~tamaco>

動物愛護法／ひとことシリーズ

法改正の背景 現行法の施行から26年が経過した現在、動物、特に、犬やねこ等のペットは、単なる愛玩動物ではなく、家族の一員、人生の伴侶であるとの認識が高まっています。

【動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の制定について】 総理府内閣総理大臣官房管理室の解説より引用

その一方で、無責任な飼い主によるペットの遺棄、不適切な飼養、あるいは動物への虐待等の問題が社会的な関心となったこと等を踏まえ、法改正が行われました。※改正動物愛護法は12月1日に施行されます。

なん
でこの子ら、
殺されるん?
おんじ命やろ?
児玉小枝さん

きっかけは3年前、線路脇に捨ててあって水色のゴミ袋を見つけたことでした。中には赤い首輪をした白い犬の死体が入っていました。

「どうぶつの命がゴミ同然に扱われている日本の現状を、なんとかみんなに伝えたい！」

その後、犬や猫たちが最期の時を過ごす動物収容施設を訪れました。そして、年間70万もの命が、暗く冷たいガス室の中で絶たれていること、彼らの大半が、飼い主の都合で保健所に持ち込まれたり、あるいは捨てられたり放し飼いにされて捕獲された子たちだということを知りました。

無知で無責任な飼い主の意識さえ変われば、どれほどの命が救われることか!!。言葉を持たないどうぶつたちにかわって、この瞳の訴えをみんなに伝えるんだ……そう自分に言い聞かせ、涙をこらえてシャッターを切りました。それは彼らの、誇り高き最期の肖像となりました。それから約1年後、大阪にある喫茶店の小さな展示スペースで、初めての写真展「どうぶつたちへのレクイエム」を開きました。

「こんな哀しい写真を、わざわざ見に来てくれる人がいるだろうか」…との不安をよそに、大勢の方が彼らの声なき声に耳を傾けて下さいました。そして、「自分も周りのみんなに伝えたいから」と展示の輪が広がり、この2年半の間に、北は北海道から南は鹿児島までの80数カ所で、写真展が実現しました。

ある小学校でお話した時のことです。1年生の男の子が、目に涙をいっぱいに私に訊ねました。

「なんでこの子ら、殺されるん?」

「人間に捨てられたからやで」

「じゃあ、僕も捨てられたら殺されるな……」

「…そんなことないよ」

「なんで? だって、おんじ命やろ?」

いのちに
やさしい
まづづくり



"誇り高き最期の肖像"

「この本、学校に持つて行って、友だちや先生にも見せるからね!」。
本を手にして下さった方から周りの方たちへと、今、やさしい思いの輪が広がっています。

写真展に足を運んでいただけない多くの方たちにも伝えたい…そんな思いが実現し、今年1月には写真集を出版させていただきました。

「この本、学校に持つて行って、友だちや先生にも見せるからね!」。



こだま・さえ
広島県生まれ。
短大の児童教育学
科卒業後、広告代理店に就職。退社後、動物病院や猫
のいるタウン誌編集部などで働く傍ら、ライフレーク
と一緒に「人と動物との共生」をテーマに取材活動を行
う。96年阪神大震災で被災した女性と十数頭の動物たちが寄り添いながら生きる姿を綴った「Thanks to animals」で「uno!」女性写真大賞・フォトエッセイ部門準優秀賞を受賞。

98年4月より写真展「どうぶつたちのレクイエム」を全国で巡回展示。今年1月には同名の写真集を出版。現在、雑誌「Time」(文藝春秋刊)にて、コラム「明るい老犬介護」連載中。大阪府在住。

<Home page> <http://www1.u-netsurf.ne.jp/~s-kodama/>

もてあそばれるいのち

取材資料写真提供／わせだ地域猫の会 平成12年8月

愛護動物を命あるものとする法律ではねこを玩(もてあそ)ぶことがいましめられています。

適正飼養 ねこの本能や習性生理をよく考え、感染症の知識を持ち適切に飼いましょう。

終生飼養 ねこは単なる愛玩動物ではありません。伴侶として生涯、一緒に暮らす家族です。

繁殖制限 ねこが生まれても自分で飼い続けられないときは産ませません。

譲渡 動物を譲るより他に方法がみつからない、やむを得ないときには終生の適正な飼い主を探せます。

遺棄・殺傷・衰弱虐待 ねこを殺す、傷つける、衰弱させる虐待や捨てることは犯罪です。

畜犬抑留所・動物保護相談センターなど施設の呼び名もさまざまなです。どの施設でも致死処分される動物を少なくするなどを祈つて、ガス処理の公開に向けた配慮を始めています。

昭和50年4月に、各都道府県知事と政令市長宛に総理要項についての通知(総管第237号)には引き取った動物には生存の機会を与えること、とされていますが、全国的にも市民ボランティアに譲渡の実行を委ねる事態が続いています。

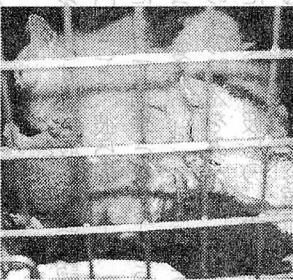
動管センター



小さくちはおおきく開き、つめがもがく致死処分。



2 所有者又は拾得者から引取りを求められたとき、若しくは施設に引取り又は収容した犬又はねこについては、飼養の継続、飼養希望者又は所有者の発見に努める等できるだけ生存の機会を与えるようにすること。



一度はガス処分機の前に置かれたケージのこねこたち(右)も譲渡され、翌日には元気を取り戻しました。(左)

<http://nyanko.circle.ne.jp/waseneko.html>

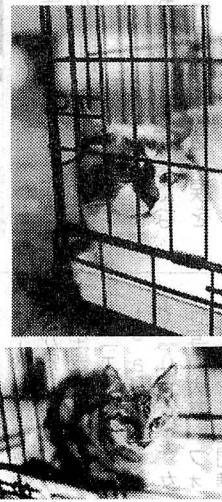
いちじばは い愛されて…

西足に怪我をしたので持ち込まれた成猫はガス処分機から逃れました。



児玉小枝 パネル展・ギャラリー展 スケジュールの一部紹介(プリント写真展含む)

11月初旬	新潟大学学祭
11月3~3日	伊勢シティーブラザ(三重県)
11月5日	愛知県豊田市 愛知学泉大学園祭
11月5日	川崎市平小学校「PTA祭り」
11月5日	愛知県豊田市 豊南中学校文化祭
11月5~7日	愛知県豊田市 保見中学校文化祭
11月6~14日	瀬戸市立幡山西小学校
11月8日	三重県なんせい高校
11月10~11日	大阪府立食品産業高校・学祭
11月10~20日	佐賀県
11月10~17日	北九州市女性市民センター「ムーブ」
11月11日	愛知県豊田市 "トヨタビッグホリデー"
11月11.12日と18.19日	マイカル明石
11月12日	横山高校
11月中旬	大阪府茨木市立郡山小学校
11月中旬	大分県大野郡三重町立三重第一小学校
11月19日(日)	愛知県豊田市 豊田産業文化センター 「人とどうぶつとの共生をめざして」 シンポジウムとパネル展



Factsheet

ねこ、なんでも百科事典

翻訳項目(付録)
英國の団体から使用許可をいたいた冊子より
作り・ヘルパー探し・施設管理
文19頁ほどのコピー

ねこ保護や救済を実行する地域ねこの対策マニュアルを制作中です。

現在は暫定の項目別にゲーゲー刷りのコピーでご利用ください。
お申込みは本紙裏表紙の宛先まで。

ねこアクトシート



オリジナル項目

猫の歴史
素敵な環境、まちづくり
地域ねこの例
地域ねこの目的
みみピアス現物見本同封

市販ケーシング
ブロテクションケージ
猫の繁殖コントロール
お仲間づくり
地域ねこの「チラシ」
地域ねこの例
地域ねこの目的
みみピアス現物見本同封

●写真展開催日程ホームページは
<http://www1.u-netsurf.ne.jp/~s-kodama/02.html>

改正動物愛護法の解説

動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の制定について

総理府内閣総理大臣官房管理室 2000.9.総理府ホームページ掲載文より
http://www.sorifu.go.jp/intro/kanbo/animal/kaisei_gaiyou.html

「動物の保護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」が、平成11年12月14日に成立し、同月22日に公布されました。

この法改正により、法律名が「動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「改正法」という。）」に変わるとともに、動物取扱業者の届出制や愛護動物をみだりに殺傷し又は虐待した者、及び遺棄した者に対する罰則規定の改正等が盛り込まれました。

以下、改正法の概要等について、お知らせします。

1.法改正の背景

現行法の施行から26年が経過した現在、動物、特に、犬やねこ等のペットは、単なる愛玩動物ではなく、家族の一員、人生の伴侶であるとの認識が高まっていきます。

その一方で、無責任な飼い主によるペットの遺棄、不適切な飼養、あるいは動物への虐待等の問題が社会的な関心となったこと等を踏まえ、法改正が行われました。

2.改正法の概要

(1) 法律名及び基本原則の改正

法律名が、「動物の愛護及び管理に関する法律」と改められました。また、基本原則に「動物が命あるものであること」、「人と動物の共生に配慮すること」の2点が追加されました。

(2) 動物所有者又は占有者の責務等の強化

動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者等としての責任を十分に自覚し、その動物を適正に飼養又は保管することによって、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体若しくは財産に対する侵害や迷惑行為の防止に努めなければなりません。さらに、次の事項も新たに飼い主等の責務に加わりました。

- i) 自分が飼っている動物に起因する感染症の疾病について正しい知識を持つこと。
- ii) 動物の所有者を明らかにするような措置を取ること。

(3) 動物販売業者の責務

動物販売業者は、購入者に対して、販売する動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるよう努めなければなりません。

(4) 動物取扱業の規制

i) 動物取扱業の届出

動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの。畜産農業目的や試験研究用、ワクチン等の生物学的製剤の製造の用等のために飼養又は保管しているものを除きます。）を飼養又は保管するための施設を設置して、動物取扱業を営もうとする人は、都道府県知事又は指定都市の長（以下「知事等」という。）に届け出なければなりません。

ii) 届出の必要な動物取扱業の業種は、動物の販売、保管（ペットホテル）、貸出し、訓練、展示、その他政令で定める業です。

iii) 動物取扱業者は、届出事項に変更があった場合、施設の使用を廃止した場合にも知事等に届け出なければなりません。

iv) 知事等は、動物取扱業者が、その施設や動物の取扱いにつき、総理府令で定める基準を遵守しない場合には、改善すべきことを勧告及び命令できることとなりました。

v) 知事等は、必要な限度において、動物取扱業者に対し、必要な報告を求め、又は立入検査できることとなりました。

(5) 周辺の生活環境の保全に係る措置

知事等は、多数の動物の飼養又は保管により、周辺の生活環境が損なわれているものとして、総理府令で定める事態が生じていると認めるときは、必要な措置をとるよう勧告及び命令できることとなりました。

(6) 動物愛護担当職員及び動物愛護推進員

地方公共団体は、動物取扱業者への立入検査や動物の愛護と管理に関する事務を行わせるために、動物愛護担当職員等を置くことができることとなりました。

また、地域における動物の愛護と適正な飼養の推進につき、動物愛護推進員を委嘱することができるようになりました。

(7) 罰則規定の改正

虐待や遺棄に対する罰則の適用対象（愛護動物）として、新たに飼育されている爬虫類が加わりました。

※愛護動物とは、牛、馬、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる並びにこれ以外で人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものです。

また、愛護動物を

a. みだりに殺傷した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

b. 給餌・給水をやめること等により、みだりに虐待し、又は遺棄した者は、30万円以下の罰金に処されることとなりました。

その他、動物取扱業の届出違反や立入調査の拒否等に対する罰則規定が新たに設けされました。

3.おわりに

改正法の施行日については、平成12年6月30日に公布された改正法の施行期日を定める政令により同年12月1日となりました。今後、総理府では、改正法の円滑な施行及び改正法の趣旨の普及啓発について、万全を期していくかと思います。

なお、2001年（平成13年）1月の中央省庁等の再編に伴う事務の移管により、「動物の愛護及び管理に関する法律」は、新たに設置される環境省が所管することとなっています。

ともにいるのち

<http://www.tokyo-eiken.go.jp/vet/>
東京都衛生局生活環境部獣医衛生課ホームページ

獣医衛生の扉

不幸な猫をなくすには？

<http://www.tokyo-eiken.go.jp/vet/animal/fcat00.html>

改正動物愛護法を地
域行政が実行する際に
は条例を制定できます。
動物の法律をザルか
ラドンブリに使い変え
る努力は、各地域行政
でも始まっていますが、
命ある動物を殺す目的
の条例や、尊い命のみ
だりな生産を推奨する
条例には市民の監視も
必要です。既に条例を制定した
東京都では動物との共生を目指す
普及啓発が行われています。

その1 猫に罪はないはずですが

東京都には、猫に関する苦情や相談が年間約1万件寄せられています。

内容は、ふん・尿、鳴き声などの生活環境被害の苦情から、動物愛護に関する相談まで多岐にわたりますが、その多くは、飼い主の無責任な飼い方が原因となっています。動物の命を尊重し、大切にすることは、誰もが守るべきことです。

また、ふん・尿などの後始末や動物の健康への配慮など、人に迷惑をかけないように、適正に飼育することが重要です。



その2 東京都内にどれくらいの猫がいるの？

動物の飼育頭数は、登録制度のある犬を除いて、詳細が分かっていません。東京都は、平成10年度に調査を実施し、全国で初めて都内の猫の生息数を推計しました。（※東京都における猫の飼育実態調査参照）

それによると、猫を飼育している世帯の割合は約1割（13%）であり、約105万頭が飼育されていることがわかりました。また、飼い主がない猫の数は、約11万頭と推計されました。

全体では、約116万頭となり、犬の飼育数をはるかに超える数の猫が飼われていると推計されています。



その3 猫の飼い主はどうに飼育しているの？

猫の生息数の調査とともに、飼育方法についても調べたところ、飼い猫の約半数（45万頭）が、屋外で自由に飼育されていることがわかりました。

首輪など身元が表示できるものを装着している猫は約半数でしたが、そこに住所や連絡先などが記入されている猫は、1割にも満たない数でした。

首輪は、飼い主がいることの目印となり、室内飼育は、交通事故や感染症の危険から猫を守ります。

猫の飼い方には、法的な厳しい規制がありません。だからこそ、飼い主としての責任ある飼い方を考えたいものです。

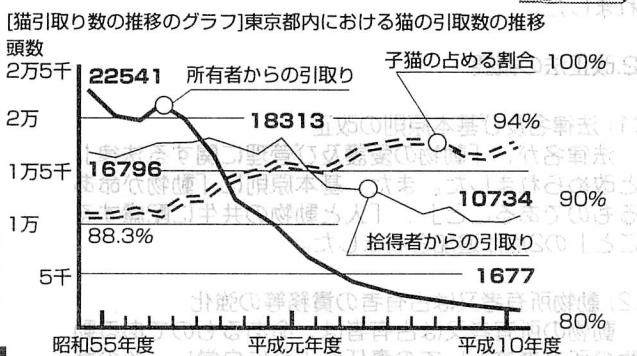


その4 都内では1万頭余りの猫が引き取られています

「東京都動物の保護及び管理条例」では、動物の終生飼育を定めています。

しかし、子猫がたくさん生まれたがもらい手が見つからない、家の前に子猫が捨てられていた等を理由に、年間約1万3000頭の猫が東京都に引き取られています。この猫たちの約9割は、生後数日の子猫です。

これらの子猫たちは未熟すぎて、譲渡の対象にすることが困難です。そのため、ほとんどの猫が、残念ながら致死処分となっています。



その5 忘れてはいけない - 600頭と2万4000頭の命

東京都内では、衰弱や交通事故などで負傷して動けなくなつた猫が、負傷動物として年間約600頭保護収容されています。

また、道路で交通事故死する猫も多く、東京都内で年間約2万4000頭（1日当たり65頭）が、飼い主もわからないままに、道路上の猫の死体として処理されています。

連絡先を記載した首輪など、誰の猫であるかわかるような目印をつけることは、飼い主が猫の消息を把握するためにも重要です。

身元表示は、「飼い主の愛の証」です。



その6 都市におけるルールについて考えましょう

猫の飼育について条例では、「他人に迷惑をかけないように飼わなければならない」としています。

平成11年3月には、東京都動物保護管理審議会から「都市での望ましい猫飼育のあり方」が示されました。

屋内飼育 …… 逸走の防止、ふん尿の被害を防止

…… 野鳥などの小動物への被害を防ぐ

…… 交通事故や感染症の危険から猫を守る

身元の表示 …… 飼い主の責任をはっきりさせる

不妊去勢手術 …… 不幸な命を生みださない

の3つを、猫の飼い方「3原則」としました。

猫と人との安全で快適な生活を送ることができる地域社会を作っていくために、都市における猫の飼育方法について考えてみましょう。

ともにいきるルール

東京法、条例に関する問い合わせ窓口
東京都衛生局生活環境部獣医衛生課

* 記事はホームページからの転載で著作は獣医衛生課に帰属します。

03-5320-4412

ルールとモラル

フリーライター おとぎ智行

動物保護管理担当の環境省移管が決まっている総理府が活発です。ペットは単なる愛玩動物ではないといい、26年間もの長い間お座なりにされた動管法を改正し、動物の法律の内容を知る者がたつた、1・8%である事実を世論調査で発表しました。

ねこの多頭飼養キヤテリーの臨床例から発見された30数種類にも及ぶ感染症の知識を飼い主が認識することとし、これ以上の新種の発生や拡散を防ごうとしました。元来野良猫が持つ感染症は1種類とされているので、拡散するねこの感染症には、危機や抑止を呼び掛けています。

動物取扱業であっても、犬及びねこの適正な終生飼養と繁殖制限は努めであることをパブリックコメントで回答し、犬およびねこの飼い主が終生の飼養を目的にしないみだりな繁殖を防ぐ責務を動物取扱業にも適用しました。

有体物として犬及びねこを生産販売するブリーダーを動物取扱業規制の範囲とし、小売り業などの販売業は購入者に対して、適正な飼養や保管を説明し理解させることになりました。

人も動物も生命尊重とする動管法

の倫理規範を、動物は命あるものであり、人との共生に配慮する、と書き換えた動物愛護法の実行に際しては各都道府県などが条例を制定しています。

法律をザルと呼ばせない努力は、市民の間でも始まっており、法律を上手にドンブリにすくい直す働きかけは全国の地域行政に対しても行われています。

東京都条例では法律に従い、動物取扱業の届出を規則しましたが、動物飼養専用施設の有無や、動物の取扱を継続反復する規模の多少などに免れる事態も起ります。規則の抜け道をふさぎ、法の精神を正しく実行よつては、有体物の愛玩用犬ねこを生産する取扱者などが届出の責務をするに当たっては、市民へ動物愛護推進員を委嘱し、地域における動物愛護と適正な飼養を推進できることになりました。

動管法の制定以前の昭和25年より、狂犬病予防法で規則された予防員や捕獲人が法に準拠して行う犬の抑留や厚生省の過去の通知が拡大解釈された上で、放置放浪犬ねこの駆除を条例化しましたは措置とする自治体もありますが、法を超える行政行為は憲法違反とされる恐れもあります。

ます。

法の実行に対する監視や是正要請などは個人レベルの市民活動では行きにくいことを反映し、動物愛護家の連合体もできました。

動管法改正運動を開催した「動物の法律を考える連絡会」は「動物との共生を考える連絡会」に継承され、既にシンポジウムも開催されました。（お問合せ専用電話03・3391・1733）自然と動物を考える市民会議宛）

改正法では、新しく動物取扱業の規制が加えられ、動物販売業や飼い主の責務の実行が促されました。また、罰則規定では殺す傷つける罪と、衰弱させるなどの虐待とに量刑が分けられました。遺棄罰則も含めた改正法が従来のようにザルとされず、適切に実行されるためには、地域行政の警察や消防、教育機関などが緊密に連携するシステム作りが求められています。

人と愛護動物との共生を目指すモラルは、動物の本能や習性や生理を充分に理解し、飼い主が形作ります。モラルを形作る基礎のルールは、動物擁護を唱える立場からも、または動物を愛玩と見立てる立場からしても、動物の愛護及び管理に関する法の精神を曲げて作ることはできないことの普及啓発が、動管法制定から26年を経て行われ始めています。

A.W.N. Animal Welfare Network

アニマルウエルフェア連絡会のお知らせ

「アニマルウエルフェア連絡会/AWN連絡会」は動物に関するさまざまな情報を、出来るだけ早く、正しく伝えるためのネットワークです。過去には災害時動物救済活動の例にも見られたように、動物ボランティア団体の有志が積極的に情報の連絡に努めた結果、自然にネットワークが形成されることもありました。

動物を救いたいと願う人たちが、動物に関するさまざまな正確な情報を素早く手にできるための趣旨から、多くの動物市民グループの皆さんにご参加をいただいています。

マスコミに公開される動物情報や、会員有志から伝えられる動物と人の共生に関する社会問題などが「AWNファックスニュース」に集約されファックス送信されています。

インターネットの仕組みを利用した全国の動物ボランティアさんが役割分担し運営する、草の根ボランティア活動の情報連絡ネットワークです。

参加お申し込みは、FAX.03-3350-6440 AWN世話係りまで
 ●グループ名 ●ファックス番号 ●郵送先ご住所などを届けください。会費無料

ファックスニュースの内容はホームページに掲載されるほか、メールマガジンでも配信しています。

<http://nyanko.circle.ne.jp/>



海外のニヤンコ

パリ～の猫活動報告

by 高橋理佐 2000.6.

「フランスには野良猫がない! 少なくともパリにはいない!!」 その昔、何年か住んでみた上でそう確信していたのに野良猫保護団体の存在をインターネットで発見。

保護団体があるという事は野良猫もいる、という事?! 6月に旅行に行った際に「パリの野良猫事情」を実態調査すべくその団体を訪れました。

L'ecole du chat ~レコール・ド・シャ~『猫の学校』という名の団体はモンマルトル墓地で野良猫にえさやりをしていた隣家のオバアサンに助けを求められたのがきっかけ、というある紳士により1977年に設立されました。

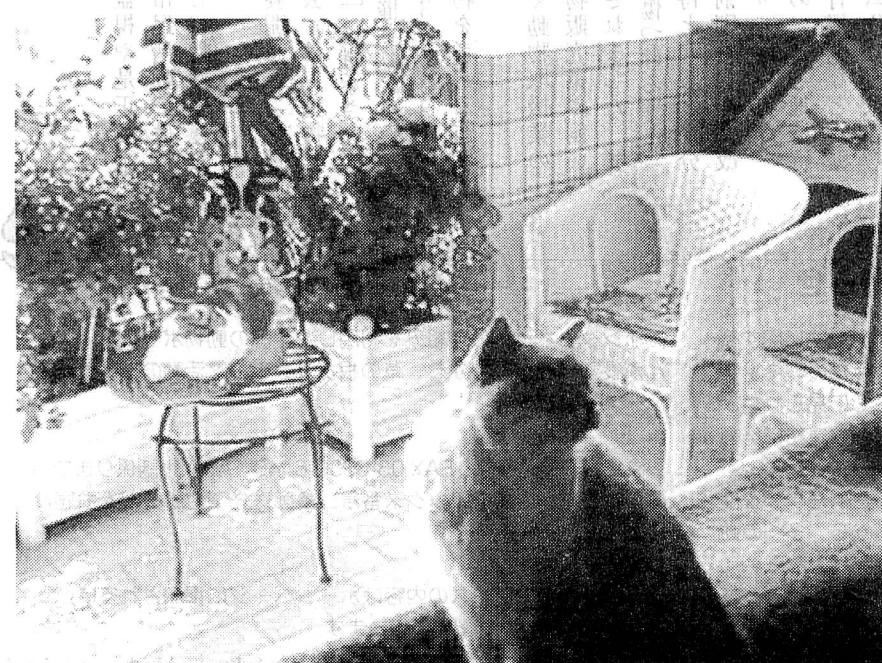
現在はフランス国内に150程の支部があり、不妊去勢手術・保護・里親探しを行っていて資金は会費・寄付で賄われています。

地域によっては公園や市等の許可のもとにシャ・レム(Chat-LM)と呼ばれる柵で囲われた野良猫ハウスを設置し、会員の管理の元、無事市民権を得た野良猫は「自由猫」と改名されそこで平和に暮らせます。

ちなみにシャ・レムとは「アシュレム」(H.L.M. … 低家賃集合住宅の事)と「シャ」(猫)を組み合わせた、いわばダジャレです。

私が訪れたのはパリ、エッフェル・ルフラン支部の代表で、エッフェル塔から遠くないビルジッティさんのお宅でした。一歩アパートに足を踏みこむとそこは猫天国、30匹の猫(皆巨体!!)十犬一匹、広く陽当たりのいい清潔でこじゅれた室内と転落防止網の張られた猫ベットがいくつも置いてあるベランダで皆気持ち良さそうにゴーロゴーロ… 犬君のみが忙しそうに私を出迎えてくれました。

いろいろとお話を伺った後、会員のアムソンさんに連れられて某有名公園内にあるシャ・レムを見学。



http://sites.pearlmedia.com/nyanko/suginami_pari.html



メトロ駅の近くの公園で撮影 Chat-LM

緑の生い茂った場所に一般人には分らないように設置されていたその場所は柵で囲まれていたもの出入りは自由で、私が行った時も猫は全員外出中。

分り難い場所であるとの警備員が公園内に何人もいるので荒らされたりする事はないようです。

案内してくれたアムソンさんは70代の上品なマダム。しかし車に捕獲器を積み携帯電話握り締め、西へ東へ飛び回る忙しい日々を送っています。

私がいる間も里親希望者や猫相談電話がかかってきたり、その姿は日本の猫活動家と全く一緒。「猫は一度子供ませた方がいい、なんてう人がいて困っちゃうわ」 おお！ 誤った認識まで日本と一緒に!!!。

パリのような都市部では交通量が激しく、室内飼以外は不可能に近く「室内飼いの是非」など問題にもなりません。街中に猫の姿がないのはそのせいもあるようですが、郊外や大きな公園内、建物の跡地等には捨てられて住みついた猫が後を絶たず主な会の活動場所となっています。

捕獲後は協力獣医師により病気のチェック・ワクチン・刺青、そして不妊・去勢手術を行います。「シャ・レム」のような施設が必ずしもあるわけではないので、術後はできるだけ里親をつける努力をするそうです。

実際に動いている会員は多くないようでしたが、室内飼いが普及しているため野良猫の絶対数もそう多くはないのと、又ブリジット・バルドー財団のような大きな団体の積極的なバックアップもあって小人数ながらも活発な活動がされているようでした。

と、いうわけで「パリにも野良猫はあるらしい」という事は分ったのだけど結局その姿を一度も見る事もなく結局結論は「やっパリ、いない…」。

こうしてノラネコの姿に心を痛める事なく、気持ちよく観光できる街であるのも、見えない所で細く長く努力している人達がいてこそなのでしょう。感謝。ナヌヌ(終)を聞かれてスマーテラスだけで、5~6匹…

三宅島から来た一家

P.C.A. 活動チーム
by 三輪明美 2000.10.

8月末、友人から「三宅島の方から猫の相談がある」との連絡が入りました。

早速、その方のお話を伺ったところ、災害が始まつた頃から一匹の妊娠した雌猫がエサをもらいに来るようになった。とても人なつきがよい、長毛で、品の良い子なので、一目で捨てられたんだなと思ったそうです。その方も東京に避難する事となり、まだ残るご家族にエサやりをお願いしたが、間もなく全島避難指示が発表され、その間に猫もどこかで出産してしまったそうです。このままだと母猫もまだ見ぬ子猫も死んでしまうため、助けたいが東京に連れて来ても今避難している所では飼うことが出来ないし、その後もし島に帰れても事情があり飼えない。しかしどうしてもこのまま見殺しにはできないので、どうしたら良いかという話でした。

その時全島避難まであと二日しかなく協力してもらえるなら戻りに戻ると言ってくれました。私も熱意を感じ「お預かりして、必ず里親を見つけます」と約束し、早速島に戻ってもらいました。

捕獲ができ、東京に来れたのは、避難最終日でした。母猫は三匹の子猫をもうけており、全員灰まみれでしたが、とても可愛い猫たちでした。すぐ獣医に連れていき、健康診断、シャンプー、血液検査を行い、皮膚に真菌の可能性がある以外問題なしでした。獣医さんの協力もあり真菌の培養検査の一週間、入院することにし、その間に母猫の避妊手術、ワクチン接種も済ますことになりました。

一週間後、やはり真菌にかかっているのがわかりましたが、不幸中の幸いか、今年我が家の猫たちも真菌がでており、まだ治療中だったので、うつるうつらしないの問題（すでにかかってる）もなく、我が家へやって来ました。子猫たちはすぐ我が家のかつらと馴染みましたが、母猫はどうしても馴染みません。誰にでも人見知りせず抱かれるとすぐゴロゴロいうのですが、猫にはケージ越しでも目が合うだけでシャーシャーと威嚇してました。きっと一匹で飼われていたんだろうと思いました。真菌の治療は長くかかるため、先住猫が居ず（うつる可能性があるため）治療を続けてくださる方を探しました。（もちろん完全室内飼い、子猫は適正な時期に避妊去勢をして、毎年のワクチン接種、終生飼養も条件です。）

おかげ様で、母猫は10月、子猫三匹のうち二匹（兄弟飼育）は11月に譲渡が決まりました。あと一匹は我が家の中へ残ることになりました。

災害時とはいえ、捨てられたものの、良い方に救われ、何かの縁で我が家に来て、また新しい里親さんのもとで暮らす。猫にとっても波乱な日々だったとは思いますが、ある意味とも運の強い猫達だと思います。助けきれなかった猫もいたはずです。

まだ衛生局、獣医、ボランティアの家等で里親を待ってる猫もいます。少しづつでも不幸な猫が減る様、努力していくたいと思います。

のら猫ニヤンニヤン・グループ
by ないと 2000.10.

1ヶ月前に、突然餌やりに来なくなってしまった老婦人が、またアジや鳥肉や缶詰をたくさんもって公園に来てくださいようになりました。1ヶ月間顔を見なくても、このご婦人の寵児の猫たちはすぐにご婦人に気づき、尻尾をピンと立てて駆け寄って行きました。ご婦人も本当にうれしそうでした。

このご婦人は1ヶ月前の夕暮れに1人で猫に餌を与えていたところ、見知らぬ通行中の男性から「餌をやるな！」とすごまれたのだそうです。この公園の猫たちはすでに地域猫で手術済みなのですが、ご婦人は男性を恐れて何も言い返せなかったそうです。とても怖い思いをされたのだと思います。この公園には、他にも餌やりの人がありますが、皆、定年後で足腰の悪いお年寄りばかりです。早朝に餌をやりにくるご老人は、酔った朝帰りの若者にののしられ、つばを吐きかけられたとおっしゃっていました。

私達の地域猫エリアの現状は、毎日の餌やりを定年後のお年寄りに頼らざるを得ないのが現状です。餌やりのお年寄りが攻撃的で乱暴な若者とニアミスしたということは、もっと大きな問題として考える必要がありそうです。

FBIの調査をはじめ現在世界中で、動物に対する攻撃性と子供、老人、女性など人間の弱者に対する攻撃性は、悪循環のように繰り返されることが認識されています。動物を虐待する人はその陰で人間を虐待し、人間を虐待する人は、その陰で動物を虐待している可能性が非常に高いということです。

地域猫は人と動物の両方を大切にする試みです。地域猫の取り組みは、社会にはびこる虐待の連鎖を断ち切るためにも社会が一丸となって一層推進していく価値があると思います。

地域猫がもたらすもの



地域ねこの手術中



ちいさが主役

わんにゃんパーティ 写・真・集

動物社会問題の普及啓発を実行しました。



展示物

- 日本捨猫防止会
- ねこだすけ
- ねこネットワークくしまと
- 動物愛護ネットワーク高知
- 天使の心を守る会
- 日本動物福祉協会
- ALIVE
- AVA-net
- 日本愛玩動物協会
- 東京都衛生局
- わせだ大学地域猫の会
- 自然と動物を考える市民会議
- CCA中央

- 堀みさ子さん／写真集数点
- 児玉小枝さん／動物たちのレクリエム写真展

里親募集写真

- 地域住民80人の自慢犬・自慢猫

ステージ

- 地域の皆さまの演芸ショー
- ピアノ演奏
- バンド演奏
- ダンス
- 着ぐるみにゃんこ劇場

シンポジウム

- 加藤由子さん／スピーチ
- 川端裕さん／スピーチ
- 動物保護団体の皆さま
- 地域の皆さま
- マスコミ・ジャーナリスト
- 地方議員（ほか）

話題・相談コーナー

動物との共生啓発チラシ・広報資料 全国14グループ
各協会全国の団体ほか閲覧用ファイル 26冊

- 屋外休憩テント
- フリーマーケット
- お土産品コーナー

ショッピングモール＆ナナ本店 ペパーレット
キャットワンベットサービス アイムスジャパン
ハイツ日本 日本ベットフード フリスキー
ベットライン アメリカベットフード協会
アクティス タローズ ほか

地域ねこ対策は、小さな単位のまちづくりです。地域の皆さまに動物の社会問題を知っていただくために、今日もどこかで毎日小さなお話し合いが続いている。地域のねこヘルパーさんたちが頑張ったので、小さなお話し合いのイベントが大きく催されました。

By 世田谷ニャンニヤングループ 地域ねこチームS.L.P.



なぜイベントなの？ 毎日の小さなお話し合いの機会を広げることと、どなたとでも垣根のないお付き合いができるることを願いました。

どなたにいらして欲しかったの？ 多くの地域住民の皆さま。また、野良猫を快く思われない方々や、ペットをもててあそぶことに気付かずそのことを何ら不思議に思われない飼い主さんにはぜひ…との思いも!!

皆さんに何をお伝えしたかったの？ 命ある動物とすてきに暮らすまちづくり。

お伝えする方法は？ 動物には命があり人との共生に配慮することを感じている皆さまと、人と動物の係わりかたを考えようとする地域の皆さまとのコミュニケーションを目的に、パーティと呼びました。

なぜわんにゃんなの？ 動物の法律で、犬とねこは他の命あるものと区別され特別に規則されているからです。

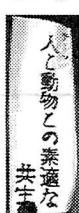
準備期間は？ 約半年前からアイデアを出し合い、3か月程前から実行を始めました。

どなたにお手伝いをお願いしたの？ 地域ねこ対策のヘルパーさんや、動物の社会問題に関心を持ってボランティア活動をされている皆さまと、地域の方々。得意の分野の役割分担で企画や準備、当日の設営から運営、資料提供に参加していただきました。

パーティの内容は？ 昼前から夕方までの開催時間の中で、いつどなたが参加されても、命ある動物との共生についての何かを感じてもらえるように努めました。

パーティのコンセプトは何？ 命ある動物に人が接するときのルールの普及と啓発です。

パーティという呼び方とイベントのイメージの違いは？ 人と人との垣根をはらい、どなたが誰とでも気軽に気持ち良くお話しができてやさしく触れ合い、ひとりでいらしても退屈しない陳列や、お土産、ショーなども用意できたのでパーティと呼びました。



絵本



解説



シンポ



着ぐるみ



にゃんこ劇場

展示

2000年6月4日東京世田谷区立芦花小学校体育館、来場者800名。運営ボランティアスタッフおよそ50名。フリマ売上42,800円。募金箱38,500円。ご参加の皆さまありがとうございます。地域ねこ対策のインスペクターとしてご協力をいただいた大勢のボランティアスタッフの皆さま、お疲れさまでした。

http://nyanko.circle.ne.jp/setagaya_party.html

ク ロ ス レ ボ ー テ イ ン グ

先制攻撃 First Strike by HSUS

文：ねこだすけ翻訳チーム
ねこだすけ地域ねこインスペクター学習会資料
©HSUS許諾済翻訳文はねこファクトシートに掲載予定

アメリカの愛護団体HSUSが動物虐待と暴力犯罪とのリンクやその対応方法を解説、わかりやすいハンドブックにまとめています。

暴力を減らすための地域社会の役割

暴力は私たちの時代を定義づける特徴の1つになりました。生活に直接かかわってこなくても、私達は毎日ニュース映像で暴力の被害を見ています。暴力は私たちすべてに何らかの影響を与えるので、私たちが共に考えなければならない問題です。

米国動物保護協会（HSUS）では、2つの目標を設定してファーストストライク（先制攻撃）キャンペーンを推進してきました。

2つの目標とは、動物虐待と人間虐待の十分な裏付けのある関連性についての人々の認識を高めること、および暴力禁止運動にかかる全ての人々の連携を呼びかけることです。これが、暴力を分類しようとする一般的な慣行に対する私達の答えです。

動物虐待、児童虐待、配偶者への暴力、老人虐待、セクシュアルハラスメント、職場での暴力などと分類した場合、大きな図式が見えなくなりがちです。

"暴力はこのような分類を超える"これが事実です。動物虐待は特に最終的には対人暴力へと発展する暴力的傾向の初期の警告であることが多いのです。

猫を虐待する少年は、成長して、人間を殺傷する可能性があります。家庭で飼育しているペットを虐待する親は、子供を虐待している可能性があります。動物を虐待する子供は、家庭内暴力の犠牲者であるか、それを目撃している可能性があります。

動物虐待と人間虐待の間の関連性について多くの研究が行われ、家庭内での動物虐待は、その家庭に重大な問題があることを示唆することが明らかになりました。

動物福祉機関は日常的に動物虐待の通報を調査していくうちに家庭内暴力も発見しています。

webどーぶつネットからのお知らせ

webどーぶつネットワーク（動物ネット・地域ねこネット）は、地域ねこ活動や動物保護活動を実行する仲間のネットワークです。動物ボランティアグループリーダーのほか、グループメンバーや一般の皆さんにインターネットメーリングリストなどにご参加をいただきながら情報連絡網の運営や、地域ねこ活動の情報交換に努めています。

ホームページなどでは随時動物情報の公開が行なわれ、ネットワークの運営にはヘルパーがボランティアで参加されています。動物ボランティア有志はインターネットを利用した会議室などを利用しながら垣根のない動物チームワークを実行しています。

The Humane Society of the United States © All rights reserved.



暴力に介入する諸機関の代表者と共に地域社会における暴力禁止組織間連合を築くが、組織間連合がすでに存在している場合は、それに参加することで、状況を改善できます。

動物虐待と人間虐待の関連性を認識している諸機関が暴力禁止の組織間連合を構築することで、暴力被害者を一層保護し、暴力の加害者を告訴して処罰し、暴力的傾向のある人々を早期に発見して将来の暴力発生を防止できます。

地域社会活動プログラムにこのような協力体制をとり入れることで、専門家や地域社会全体の意識レベルは向上し、より多くの人々が参加するようになります。その結果、あらゆる暴力行為の早期発見と適切な対処が可能になります。

組織間連合の構築により、組織間ネットワークが強化されクロスレポーティングが盛んになり、暴力事例に対して単独ではなく協力して対処できるようになります。さらに、地域社会の暴力禁止法を多角的に見直し、改善できるようになります。

クロスレポーティング（情報交換）

地域社会で起こる虐待や放置、暴力に対抗する方法として調査機関が最も一般的に用いる方法に「クロスレポーティング」があります。それは多くの公式、非公式な場で結ばれている協力的な合意の基礎となるものです。

多くの地域では、動物保護局と社会福祉局の間での情報交換（クロスレポーティング）は、自主的に行なわれているに過ぎません。

しかしカリフォルニア州法では、動物保護官は児童虐待の事例を専門家に報告することが義務付けられています。サンディエゴ市でも、社会福祉局と児童福祉局は、動物虐待の事例をサンディエゴ動物管理局に報告することが義務付けられています。

つまり、クロスレポートингが義務付けられているのです。



地域ねこ対策に取り組まれているグループや、比較的インターネットに親しみ易いグループリーダーのご参加をお願い申し上げます。垣根のない動物チームワークがテーマです。会費はありません。

●グループ名・代表者名・ホームページURL・〒ご住所・お電話、Fax番号などをどーぶつネット世話係り Fax.03-3350-6440又はe-mail : tamaco@xa2.so-net.ne.jpまで。

webどーぶつネットワーク
<http://www02.so-net.ne.jp/~tamaco/>

て by 猫澤 2000.10.

こっちゃんがいません！

10月6日未明、こっちゃんがいなくなっていました。

こっちゃんはどこでしよう？

自宅から消えてしましました。

誰がこっちゃんを匿したのでしょうか？

いい加減な飼い主の不注意でした。

一体何があったのでしょうか？

家の周りで毎日名前を呼ぶ返事はありません。

どうしたらいいのでしょうか？

写真入りのチラシを作り近所にポストイン。

夕方・明け方・夜中に名前を呼びながら捜索。

交番・動管センター・保健所・近隣獣医・

公園事務所・清掃局・土木事務所に連絡。

友達は名探偵。

猫に詳しい友人と近所の聞き込み。

犬の散歩の人、

猫に餌をあげている人に直接お願いした他、

行き届かないエリックは

新聞の折り込み広告でカバー。

こっそり電柱にも貼りまくる。

こっちゃん発見です！

こっちゃんは川に落ちていました。

見つけた人が電話をくれました。

消防隊員さんが捕まえてくれました。

めでたしめでたし。

こっちゃんごめんね。

もう2度とお外に出しません。

◎メスのきじとら（1歳）です。

◎ほっそりしていて、尻尾はまっすぐです。

◎左目が白く濁っています。

◎てっちゃんといいます。人懐こく大食です。

◎鈴のついた緑の首輪をしています（はずれている場合有り）。

板橋区本町、中宿、加賀、稻荷台、
またその周辺にいる可能性が大きいです。

ガレージ、物置、床下にいる可能性も有り。

死ぬほど心配しています。

どんな情報でも結構です。

見かけた方、ご一報下さい。

保護して下さった方、謝礼いたします。

この周辺でのらっちゃんにご飯をあげている方、

またそういう方をご存じの方、

ぜひ連絡して下さい。

また、いなくなつた猫が帰ってきた経験、

意外な場所、

等々アドバイスもお待ちしています。

よろしくお願ひします。

地域ねこ活動報告

by ねこだすけ地域ねこヘルパー
&地域ねこインスペクター 2000.10.

地域ねこヘルパーが行政の方々のご協力に感謝しています。

●O区で室内飼いの猫さんが脱走。脱走先で保護した方が猫を気に入り、返す返さないでトラブルになりました。保健所、警察の方にも多大なご協力を頂き無事元の飼い主さん宅に帰りました。

●千葉県のある公園。餌やり禁止の看板が出て大騒ぎ。公園担当の方とお話をし資料をお送りしました。「解決方法がお陰様でよくわかりました」とわざわざお電話を頂き看板も撤去されました。

●S区の保健所には「手術をしたいけれども捕まらない」という相談がたびたびあります。トラップケージをお届けしたりお送りしたり。少しずつ確実に繁殖制限手術は浸透しています。

●M区では素晴らしいステッカーが大好評。「餌やりの後片づけと不妊手術をしてね」どちらも動愛法にうたわれている飼い主の努力義務。いのちにやさしいステッカーです。M区内のあちこちに見られます。が餌やりさんも気を引き締めてがんばってらっしゃいます。

●K区では亡くなった餌やりさんのご遺族がご近所の苦情にうんざりされ「動保センターで処分する」。保健所の方もお手上げ状態。お伺いしてお話しした結果、不妊手術に同意され、更にエサやりも引き受けくださいました。本当は殺さずになんとか生かしてあげたい方も多いです。

●T区の公園管理の方は「鳩がいて、猫がいて、犬が散歩にきて訪れる人が生き物や自然と触れ合う。それが公園でしょう！」餌やりさんががんばって不妊手術に励むわけです。餌やりさんもがんばってます！

●S区の公園では「地域ねこインスペクター」のもと、餌やりさん達が大活躍。捕獲、獣医さんへの運搬なども率先してやってくださいり猫さんに代わり感謝感謝です。

●K市のある集合住宅でも餌やりさん達が徐々に結集。餌やりさんの数が多く現在も調査中ですが住宅の持ち主である不動産会社さんからも地域ねこ対策へご協力のお申し出を頂き、ねこヘルパーを中心に行なわれています。

●S区の地域ねこヘルパーさん「1回に1カップ。食べ残しは処分し、次からはその分量を減らす。経済的よ。それから食べたら必ずお皿を下げる」と不妊手術も終わり苦情が出ないので道理です。

●A区の餌やりさん。餌だけを与えていたために猫が増え苦情が殺到。ここにはねこヘルパーが何度も足を運びオスもメスも手術を開始しました。増え続ける猫の餌代と苦情の量と不妊手術費用を量りにかけた結果かも。同情したご近所の方のご寄付もおまけに付きました。

地域ねこ対策の実行

要請や改善依頼に耳を傾けていただいた皆さま、ありがとうございます。

動物事情の結果情報、経過情報。

いのちある動物の擁護

●地方の団地で決めた「猫の駆除班」設置計画に計画変更を要請。「団地地域ねこ班」に変更。管轄行政と報道したメディア、近県のボランティア団体、市民有志と連携。

●猫の虐待被疑者を県警がパトカーで連行。但し厳重注意で釈放。12月1日施行の改正動物愛護法では衰弱虐待と殺傷は区別され、殺傷犯には懲役刑。

●三宅島被災動物のレスキューに行政の介入は不可欠。都や関係各位と調整を図り、多くの皆さまからサイオンレターなどや被災動物介護のご協力をいただきありがとうございます。被災後にそれなりの介護を受けられている犬やねこもいますが、元の飼い主さんの元へ戻れる公式な対策は未定。

多くのボランティアが長い間頑張って続けている、ねこの救済介護や適切な譲渡仲介の苛酷な現場の実態を、都などが実際に目の当たりに体験中。市民ボランティアの救済介護個人シェルターを行政が大きく広げるだけで、殺処分をせずに適正な終生飼養の行なえる対策は実行可能。

- ・犬やねこと共に暮らす住宅環境やまちづくり
- ・適正な新しい飼い主に譲渡する機会をつくる
- ・伴侶として一生懸命に渡り飼い主の責任を果たせない命はつくらないなど、など、……

●「野良猫を捕って何故いけないの?」と発声した県警職員。県の指導の下で警察、学校教育関係者、県内の行政機関に対し、動物の法律を周知徹底する学習の機会を求める請願開始。

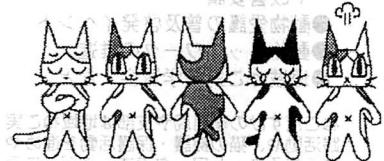
●県庁舎内や職場にセラピー犬を導入し人とのふれあいを実験。アニマルセラピー、コンパニオンアニマルなど表現は多様だが、人をいやすこと命ある動物との整合性を県や福祉センターが検討中。(三重・石川・新聞記事)

●まさか未だ行われていたとは?保護動物管轄官庁の政令や通知、指針が時代のすう勢でやっと読み直されたのか?抑留や引取動物の大学医学部への払い下げを廃止。(三重・新聞記事)

●愛護動物の適正な終生飼養や繁殖制限の責務が教育の現場で欠落。小学校飼育動物のうさぎを致死処理。生命尊重の情操の涵養に資する反面指導と教育者が弁解するが反省もしきり。(広島・新聞記事)

●犬猫繁殖制限対策助成の請願が5年前に取り下げられていた市に請願運動を再開。動物にメスを入れることへの反論と、動物との情操教育は学校飼育動物で可能であり教育効果で捨て犬猫はなくなるとする獣医専門家の意見を当時の市が採択していた。

●畜犬取扱業に対する責務の履行指導や、適正飼養及び保管の監視などがなされないうちに経営不振へ。商品犬約250頭の債権債務問題を含む処遇に困窮。登録違反及び該当犬の抑留や擁護、介護には県や愛犬家市民が奔走中。



●大きなビジネスビルが立ち並ぶ綺麗な街並。この街に勤務する人と地域のねこ対策の捕獲に行きましたところ「あらあ、知ってるわ。地域ねこでしょう。」って通勤の方々からお声をいただきました。

●飲食街の一角で子猫3匹発見。全ての猫ちゃんが地域ねこヘルパーさんに管理されているので、どうして子猫が湧いて出たのが不明。閉じてしまった目を洗って目薬の応急処置の後、会社勤め地域ねこインスペクター氏の残業が終わってから協力獣医さんでお泊まりです。擦り込み(室内飼いに向けた躾トレーニング)をしてから里親さん探し。

●野良猫への手術は獣医師の社会貢献活動の一つ、とおっしゃる獣医さんからの依頼です。ねこの福祉ボランティアさんに名乗りを上げた方を紹介され、地域ねこヘルパーが保護と対策を現場で実地研修。

●都内中心部、環境が整備されている都営団地自治会便りは「改正動物愛護法では猫の駆除処分ができるので期待している。保健所が餌やり禁止を説得する。餌をやる居住不適格者は住宅局に申請される。」など、都も驚嘆する記事でした。勿論地域ねこインスペクターがお話し合いや対策を始めました。

●「野良猫に手術するには警察の許可がいる」などという行政職員が未だいました。地域ねこ対策ヘルパーさんとのお話し合いで誤解は解消。

●老人介護ヘルパーさんとの"クロスレポーティング" (本紙9頁) が現実の課題になりました。一人暮らしでお身体のござ不自由なお年寄りの飼い猫と、猫に係わることのできない介護ヘルパーさん。譲渡も処分もしたくはありませんが、適切な飼養も困難な場合があります。猫の殺傷や衰弱虐待対策には、行政や福祉機関とボランティアが連動した実行情報の交換が大きな解決案です。

●ペットプレゼントを計画した大手企業に計画変更の要請。動物の法律が誤解されて実行されていることを解説。良識ある多くの企業家は犬やねこの法律に無知であったことを了解した時点で、世論の適切な動物風潮に配慮しペットプレゼント企画を撤回。しかし過去に動物取扱業関連企業だけは決行。

●ねこの掃討薬殺駆除の件で県の動物保護行政に事実確認を依頼。県は現地調査で対処し動物愛護法の改正に従うペット条例改正や制定へ向けて検討。しかし、この地域では捨てねこ違反者も多く、遠くから通って餌を与えるだけの不特定飼い主もいるため、ねこからの侵害感情を持つ近隣住民の苦情も多数。ねこと人の共存対策は長期化しています。

●繁殖制限の努力を怠った結果出産させてしまった仔犬の安易な譲渡仲介を、マスメディアが微笑ましいエピソードとして広報したことへ読者からの指摘。編集者は大きな反省材料とし、今後は適切な広報に努力する旨回答。

●市民団体が譲渡仲介した犬を繰り返し傷つけ、現行法13条虐待違反で3万円の罰金刑確定。(大阪30代の男性・新聞記事)

改正動物愛護法の政令、基準、規則などのコピーを郵送できます。 裏面のねこだしき資料係宛(返信封筒・切手同封尚可)
<http://www.sorifu.go.jp/information/index.html>

- 動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準
- 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則
- 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物の指定
- 動物取扱業の届出について



ボランティアさんとデスクワーク

ねこだすけへのお誘い

いのちにやさしいまちづくり
人と動物と、すてきな共生・・・

パンフレットをお知らせください。

ねこだすけは動物と共生のできるまちづくりを目指します。1年間に100万匹以上のねこが不幸に死んでいます。少しの手助けで不幸に死んでいくねこを少なくできます。ボランティアさんやメンバーがそれぞれの立場で、猫や動物に対しして今できることをできる範囲で行い次の世代が引き継いでくれることを願っています。ご自宅やお勤め先ご近所などで、猫や動物心を動かされている皆さまにご参加をいたいです。

の 猫の保護や介護・救済・通院などの他に相談などにもお応えしています。動物に優しい風潮を大きくするためには、会に影響力を持つあらゆる分野にも働きかけをしながら協力を促しています。

保健所や行政などと共に猫や動物のための支援をします。超党派の議員のご協力をお願いし、地域ねこ活動を行います。保健所や行政などと共に猫や動物のための支援をします。超党派の議員のご協力をお願いし、地域ねこ活動を行います。保健所や行政などと共に猫や動物のための支援をします。超党派の議員のご協力を

小さな声を大きく強く!! 地域ねこネットワーク!!

ご支援、ご賛同をいただきますと…

ねこだすけニュースをお届けします。動物の擁護や福祉の普及啓発広報事業などをお知らせします。

会員種別	年会費	摘要／資格
A ジュニアパートナー	1,000円	高校生以下
B パートナー3	3,000円	個人
C パートナー5	5,000円	個人
D パートナー7	7,000円	個人
E サポーター	10,000円以上	個人
F スポンサー	5,000円以上	法人・団体
G 寄付	1,000円以上	年会費を除く随時

※NPO制度の構成員(例:会社などの社員に当たる)を正会員といい、A~Fはいづれも賛助会員です。種別は会費のご負担額をお選びいただけることを目的にしており、次年度より変更できます。

※地域ねこ対策エリアが拡がっています。
どうぞ対策費カンパのご寄付をお願いいたします。

スポンサー 法人、団体、篤志企業家の皆さまにご寄付、支援品、催事などへの協賛をお願いいたします。

電話03-3350-6440はFax併用です。スタッフシフトが不定期のため、ご相談日を除きファックス番号をご案内しています。お手数ですが、お名前・〒ご住所・お電話番号・できれば自動受信のFax番号・お問い合わせ内容の概略をご記入の上ファクシミリ送信をお願いいたします。折り返しのご連絡には時間がかかる場合もありますが悪しからずご容赦ください。

活動

地域ねこ対策の実行、ねこの介護保護救済などを除く主な活動内容

- 個人シェルターの運営支援
- 動物の法律の普及啓発と実行の推進
- 全国の動物保護行政に対する改善要請や請願
- 不適切な条例や慣行による違法措置などの改善要請
- 緊急災害時の動物救済支援
- 不適切に飼養される動物の救済や改善要請
- 動物愛護の普及啓発イベント
- 動物ネットワークの推進
- 地域ねこ対策学習会など

ねこだすけの事務局や支部は地域ねこ実践活動や、猫の擁護・保護活動を進めやすくするネットワークです。※ジュニアパートナーを除き参加できます。

「地域ねこ」ってな～に? Factsheet

地域ねことは、地域とねこがひとつになったものです。人間が生活するところで人とねこが上手に共生できている地域のことをいいます。また、多くの人の努力で地域ねこができるいる場所には人と共に上手に生きるねこがいます。このねこたちのことも「地域ねこ」といっています。

なぜ「地域ねこ」なのでしょうか?

地域ねこは、人が暮らすところに猫も生きているので起こってしまう、人と人とのトラブルをなくすことが大きな目的です。

どうすれば「地域ねこ」になれるの?

ねこが地域ねこになるには、その場所で生活する多くの人たちの努力が重要です。人が生活し、ねこも一緒に生きている地域には、人とねこが素敵に共生するためのル

ールがあります。このルールは動物愛護法やペット条例などで決められ、おおむね人がねこの命を守ることと、ねこから人への侵害を防ぐことが基本の精神になっています。このルールは生まれながら外で暮らすことになった野良ねこに限らず、飼い主のいる全てのねこにもあてはまります。

ねこが地域ねこになるには、ねこが生きている場所で生活する人たちが、このルールを地域のねこたちにもあてはめてあげることが必要です。

「地域ねこ」になるためのルールって?

ねこのために人が行うためのルールはおよそ5つの柱からできています。動物には命があり、人との共生に配慮する動物愛護法の精神にそったものです。

